主 文

被告人の勾留はその必要がなくなつたので、これを取消す。

## 昭和五七年一月一三日

## 最高裁判所第一小法廷

亨		Щ	本	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正	П	谷	裁判官